

1. 環境方針

《理念》

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、環境活動を事業運営の重要取組事項の一つと位置付け、環境への負荷の低減や生活環境問題に積極的に取り組み、低炭素社会、水環境の保全及び持続的な循環型社会の構築に貢献します。

《方針》

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、兵庫県全域の浄化槽の法定検査、環境計量証明、河川・ため池の水質調査、環境教育等の事業活動を通じ、次の項目に取り組めます。

- 1 環境目標と環境活動計画を設定し、実行に移し、結果については評価と活動内容の見直しを行います。
- 2 浄化槽法、計量法等の環境関連法令、および条例を遵守します。
- 3 省資源・省エネルギーに努め、CO₂排出量の削減、廃棄物の適正処理・減量、及び節水に取り組めます。
- 4 環境への負荷の低減を適切に実行するため、当センター内部では、全職員にエコアクション21の取り組みについて必要な環境教育を実施します。また、外部へは、兵庫県内の中学校を対象として、未来を担う子供たちに水環境保全の重要性を体感してもらう環境教育を積極的に実施します。
- 5 水環境保全に寄与することを目的としている浄化槽の指定検査機関として、社会的責務と使命を自覚し、地域社会へ浄化槽及びエコアクション21の普及啓発に努めます。
- 6 化学物質の適正な管理と、適正使用に努めます。
- 7 グリーン調達に努めます。

この環境方針は、全職員に周知徹底します。

制定日 : 平成 19年 7月11日

改定日 : 平成 25年 4月 1日

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会 長 谷 口 正